

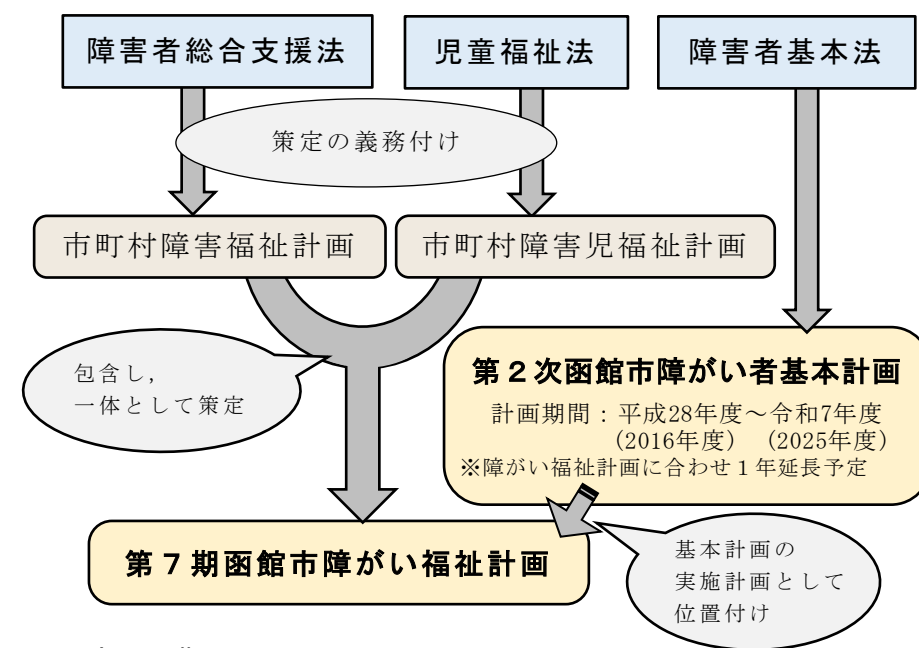
I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景と趣旨

本市においては、障害者総合支援法により策定が義務付けられている障害福祉計画について、これまでに第 1 期から第 6 期まで（第 5 期計画から、児童福祉法により策定が義務付けられている障害児福祉計画を包含し、一体として策定）、それぞれ 3 か年の計画を策定し、サービス提供体制の整備を進めてきました。

令和 6 年度からの「第 7 期函館市障がい福祉計画」は、障害福祉サービス等に係る令和 8 年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービスおよび相談支援、地域生活支援事業等ならびに障害児通所支援および障害児相談支援を提供するための体制を総合的かつ計画的に確保することをめざし、策定するものです。

2 計画の位置付け



3 計画の期間

令和 6 年度(2024年度)から令和 8 年度(2026年度)までの 3 年間を計画の期間とします。

4 計画の策定体制

関係団体等により構成される函館市障がい者計画策定推進委員会において検討するとともに、パブリックコメントの実施により、広く市民の意見を参考にした上で、策定するものです。

5 計画推進のための基本的事項

(1) 計画の基本理念

障がいのある人が生きがいを持ち、
自立し、安心して暮らせる共生社会の実現

(2) 計画の基本的な方向

- ① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 障がい種別によらないサービス提供の推進
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障がい福祉人材の確保・定着
- ⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

II 障がいのある人およびサービス提供体制の現状

1 障がいのある人の現状

令和 5 年 4 月 1 日時点の身体障害者手帳等の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	等 級 な ど						計	令和2年度 実績
	人 数							比 較 (R5-R2)
身体障害者 手帳	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	11, 581	12, 417
	3, 951	1, 555	1, 994	2, 842	653	586		▲ 836
療 育 手 帳	A（ 重 度 ）			B（ 中 ・ 軽 度 ）			3, 173	3, 049
	1, 011			2, 162				124
精神障害者 保健福祉手帳	1 級	2 級		3 級			3, 180	3, 046
	190	1, 815		1, 175				134
難 病	特定医療費（指定難病） 受給者証交付者数		特定疾患治療研究事業給付 （北海道指定）受給者数				2, 497	2, 298
	2, 435		62					199
合 計							20, 431	20, 810
								▲ 379

2 障害福祉サービス等の事業所整備状況

令和 2 年度および令和 5 年度の障害福祉サービス等の事業所の整備状況は、次のとおりです。

(R2：令和 2 年 4 月 1 日現在 R5：令和 5 年 4 月 1 日現在)

サービス内容			事業所数（か所）		定員（人）	
			R2	R5	R2	R5
障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援	85	82	—	—
	日中活動系サービス	生活介護	17	19	662	700
		自立訓練（機能訓練）	1	1	10	10
		自立訓練（生活訓練）	5	4	58	52
		就労移行支援（養成施設を含む。）	5	8	139	152
		就労継続支援（A 型）	8	6	205	175
		就労継続支援（B 型）	36	43	767	906
		就労定着支援	2	2	—	—
		療養介護	0	0	0	0
		短期入所	11	15	12+空床	18+空床
	居住系サービス	共同生活援助	18	26	253	340
		施設入所支援	6	6	348	348
		自立生活援助	0	2	—	—
	相談支援	計画相談支援	14	17	—	—
		地域移行支援	6	8	—	—
		地域定着支援	6	8	—	—
障がい児支援		児童発達支援	15	25	180	280
		医療型児童発達支援	1	1	20	20
		放課後等デイサービス	44	53	450	535
		保育所等訪問事業	2	4	—	—
		障害児相談支援	13	14	—	—

Ⅲ 第 7 期計画における重点的な取組

- 1 相談支援体制の充実と強化
- 障がいのある人が、地域において自立した日常生活や社会生活を送るため、多様化するニーズや課題に対応し、重度化・高齢化した人であっても必要なサービスが利用できるよう取組を進めます。

〔主な取組〕

 - ・ 基幹相談支援センターを中心とした「函館市障がい児・者あんしんネットワーク」の機能を担う事業所登録数を増やし、「親亡き後」などを見据えた将来の不安解消を含めた相談支援体制の強化を図る。
 - ・ 市内10か所の函館市地域包括支援センターにおいて、各福祉拠点と障がい支援機関との連携を強化し、支援の充実を図る。
 - ・ 研修会等の開催により、相談支援に携わる人材の育成やスキルの向上を図る。
- 2 障がいのある人の地域生活への移行促進
- 福祉施設に入所している人に加え、特に重度化・高齢化した障がいのある人や長期入院している精神障がいのある人の地域生活への移行を促進するための取組を進めます。

〔主な取組〕

 - ・ 基幹相談支援センターが中心となり、福祉施設や相談支援事業所等と連携し、障がいのある人が地域で受けられる福祉サービスの周知や重度訪問介護等の障害福祉サービスの利用促進を図り、地域移行と地域定着を進めていく。
 - ・ 共同生活援助（グループホーム）の新規整備や拡大に向けて、事業者に対し各種補助制度の積極的な周知を行い、提供体制を確保する。
- 3 地域社会の支え合い
- 地域生活に移行した人が、安心して自立した生活を営むことができるよう取組を進めます。

〔主な取組〕

 - ・ 障がいのある人が地域で暮らし続けることができるように、国や北海道、他市町村との連携のもと各種福祉サービス等を提供するほか、行政だけでは十分に対応できないインフォーマルなサービスを関係団体等が協力し、補完できるような環境づくりを進める。
 - ・ 災害など緊急に避難が必要なときに手助けが必要な人に対し、地域で協力・連携して支援を行うため、避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成と定期的な見直しを行う。

- 4 障がいのある人の社会参加の促進
- 障がいのある人が、その程度にかかわらず、社会に参加し、収入を得て、生きがいを持って生活できるよう、個々のニーズや特性に配慮しながら取組を進めます。

〔主な取組〕

 - ・ 函館公共職業安定所や道南しょうがい者就業・生活支援センター（すてっぷ）などとの連携および函館地域障害者自立支援協議会就労部会などを活用し、障がいのある人の一般就労の拡大を図る。
 - ・ 重度の障がいがある方の一般就労について、支援体制の強化を図る。
 - ・ 障がい特性に配慮した意思疎通支援者の養成などにより、情報の取得利用と意思疎通を推進する。
- 5 障がいのある子どもに対する支援の強化
- 障がいのある子どもおよびその保護者を支援するための取組を進めます。

〔主な取組〕

 - ・ 保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関が相互に連携し、障がいのある子どものライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援を提供していく。
 - ・ 人工呼吸器や経管栄養など、日常的な医療的ケアと医療機器が必要な医療的ケア児等が安心して生活できるよう、医療的ケア児等とその家族へ適切な支援を届けるコーディネーターの確保に努める。
- 6 権利擁護の推進
- 障がいのある人の権利と利益を擁護するための取組を進めます。

〔主な取組〕

 - ・ 函館市要援護高齢者・障がい者対策協議会をはじめ、障がいのある人に関わる様々な関係機関が参画する場を活用し、虐待の未然防止や早期発見、適切な支援につなげるための協議を行い、協力体制や支援体制の強化を図る。
 - ・ 函館市成年後見センターによる成年後見制度の市民への周知と利用促進を図り、市民後見、法人後見に関する支援を進める。

Ⅳ 令和 8 年度の成果目標

計画の策定にあたり、国から示された指針に基づくとともに、第 6 期計画までの進捗状況や障害福祉サービス等の利用状況と利用意向調査の結果等から本市の実情を踏まえ、令和 8 年度の成果目標を設定しました。

項 目	成果目標	備 考
地域生活移行者数	18人	令和 4 年度末の施設入所者（536人）の 3.4%
施設入所者減少数	6人	令和 4 年度末の施設入所者（536人）の 1.1%
年間一般就労移行者数	72人	令和 3 年度の実績（56人）の 1.28倍
そのうち就労移行支援事業を通じて移行した者の数	42人	令和 3 年度の実績（32人）に国の示した倍率（1.31倍）を乗じて得た数
そのうち就労継続支援 A 型事業を通じて移行した者の数	15人	令和 3 年度の実績（12人）に国の示した倍率（1.29倍）を乗じて得た数
そのうち就労継続支援 B 型事業を通じて移行した者の数	15人	令和 3 年度の実績（12人）に国の示した倍率（1.28倍）を乗じて得た数
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合	5 割	令和 5 年度就労移行事業所数 8 か所のうち 4 か所
就労定着支援事業の利用者数	10人	令和 3 年度の実績（7人）に国の示した倍率（1.41倍）を乗じて得た数
就労定着率が 7 割以上の就労定着支援事業所の数	1か所	就労定着支援事業所全体の 5割
障害児支援の提供体制の整備		・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保 ・ 医療的ケア児等を支援するための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置
相談支援体制の充実・強化等		・ 基幹相談支援センターの総合的・専門的な相談支援の実施 ・ 福祉拠点と障がい支援機関との連携強化
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の実施		・ 研修会等を通じた、障害福祉サービス事業所従事者の資質の向上
地域生活支援の充実		・ 地域生活支援拠点（あんしんネットワーク）の運用状況の検討 ・ 強度行動障がい者の支援ニーズの把握
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場を毎年度 1 回以上開催し、支援体制づくりを推進

V 障害福祉サービス等のサービス量の見込み

サービスの種類ごとに、第6期計画における利用の実績等から、第7期計画期間の各年度におけるサービスの必要量を見込みました。

※令和5年度を除く各年度の「月あたり」の実績および見込みは、各年度末の実績および見込みを記載しています。令和5年度の実績は、令和5年5月の実績を記載しています。

※令和5年度を除く各年度の「年あたり」の実績および見込みは、各年度における1年間の実績および見込みを記載しています。

区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 障害福祉サービス（月あたり）						
訪問系サービス						
①居宅介護	人	333	331	335	336	337
	時間	3,626	3,515	3,711	3,722	3,733
②重度訪問介護	人	6	7	7	8	9
	時間	817	776	1,064	1,173	1,282
③同行援護	人	60	54	60	62	64
	時間	712	639	711	735	758
④行動援護	人	17	15	20	27	36
	時間	84	73	87	118	157
⑤重度障害者包括支援	人	0	0	1	1	1
	時間	0	0	110	110	110
日中活動系サービス						
①生活介護	人	936	940	943	949	955
	日	20,043	19,275	19,551	19,676	19,802
②自立訓練（機能訓練）	人	13	3	8	9	10
	日	72	14	53	59	66
③自立訓練（生活訓練）	人	30	29	33	38	43
	日	704	640	707	814	921
④就労選択支援	人	—	—	10	10	10
⑤就労移行支援	人	79	69	80	86	92
	日	1,153	1,068	1,294	1,391	1,489
⑥就労継続支援（A型）	人	211	211	226	242	259
	日	4,089	4,035	4,497	4,816	5,154
⑦就労継続支援（B型）	人	995	1,004	1,044	1,086	1,129
	日	17,437	16,390	18,030	18,755	19,498
⑧就労定着支援	人	5	5	6	8	10
⑨療養介護	人	36	38	38	38	38
⑩短期入所	人	32	32	35	38	41
	日	216	236	297	322	348
居住系サービス						
①共同生活援助（グループホーム）	人	428	419	435	453	462
②施設入所支援	人	536	538	530	530	530
③自立生活援助	人	2	2	4	5	6
2 相談支援（月あたり）						
計画相談支援	人	566	454	600	636	674
地域移行支援	人	0	0	5	7	9
地域定着支援	人	0	0	3	4	5

区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3 障害児支援（月あたり）						
障害児通所支援						
①児童発達支援	人	347	292	392	432	477
	日	3,306	2,910	3,564	3,931	4,345
②放課後等デイサービス	人	658	719	799	855	925
	日	9,587	9,636	10,131	10,841	11,729
③保育所等訪問支援	人	15	15	17	19	21
	日	15	15	17	19	21
④居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	2	2	2
	日	0	0	8	8	8
障害児相談支援	人	152	136	182	218	262
4 地域生活支援事業※						
必須事業						
③相談支援事業						
	ア 障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2
④成年後見制度利用支援事業	人	42	57	68	79	90
⑥意思疎通支援事業						
ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	1,318	1,312	1,312	1,312	1,312
	イ 手話通訳者設置事業	人	2	3	3	3
ウ 代筆・代読支援員派遣事業	人	165	203	203	203	203
	件	8,364	8,012	8,401	8,401	8,401
⑦日常生活用具給付等事業	人	41	130	130	130	130
⑨移動支援事業	人	12	13	28	28	28
	時間	92	127	183	183	183
⑩地域活動支援センター機能強化事業	か所	6	5	5	5	5
	人	355	329	329	329	329
⑪障害児等療育支援事業	か所	1	1	1	1	1
⑫専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業						
ア 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	人	0	1	1	1	1
	イ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人	0	1	1	1
⑬専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業						
ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	1	4	4	4	4
	イ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人	0	24	24	24
任意事業						
①福祉ホーム	か所	1	1	1	1	1
	人	15	15	15	15	15
②訪問入浴サービス	人	10	7	7	7	7
	回	541	516	516	516	516
③中途障害者生活訓練	人	0	1	1	1	1
④日中一時支援	人	10	12	12	12	12
	回	63	71	71	71	71
⑦奉仕員養成研修事業	人	16	80	80	80	80
⑧代筆・代読支援員養成事業	人	—	—	30	30	30
⑨身体障害者自動車運転免許取得助成事業	人	0	2	2	2	2
⑩重度身体障害者用自動車改造助成事業	人	4	4	4	4	4

※地域生活支援事業：数値目標が掲げられているものについてのみ表記しています。

「月あたり」の実績・見込みには「**Ⓐ**」，「年あたり」の実績・見込みには「**Ⓐ**」を事業名の前に付けています

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5 地域生活支援促進事業（年あたり）				
①障害者虐待防止対策支援事業	か所	20	20	20
②成年後見制度普及啓発事業	か所	1	1	1
③雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	人	2	3	4

VI 計画の推進

1 関係機関との連携

障害福祉サービス等，障害児通所支援等および地域生活支援事業を円滑に実施するため，函館地域障害者自立支援協議会を核としたネットワークを充実・強化していきます。

2 国および北海道との連携

国および北海道と連携しながら，制度改正などの動向を的確に把握し，施策を推進していくとともに，本市の実情や課題などを踏まえ，国および北海道に対し，制度の改善や財政措置の充実などについて要望していきます。

3 計画の進行管理

計画の推進にあたっては，PDCAサイクルにより評価・点検を行います。